

調達仕様書

調達名

『平成26年度 岩手県 久慈医療圏 医療福祉情報連携基盤構築事業』 シス
テム設計、開発、及び構築業務委託

平成27年1月8日

特定非営利活動法人 北三陸塾

目次

1. 件名	1
2. 本業務の目的	1
3. 委託業務の概要	1
4. システムの全体概要	1
5. 委託内容	3
6. 納入物	3
7. 納入期限	4
8. 納入場所	4
9. 共同企業体・再委託	4
10. 守秘義務	5
11. 本業務の履行体制	5
12. 本業務の進め方	5
13. 契約にかかる特記事項	6

1. 件名

調達名『平成 26 年度 岩手県 久慈医療圏 医療福祉情報連携基盤構築事業』 システム設計、開発、及び構築業務委託

2. 本業務の目的

東日本大震災にともなう大津波は、久慈医療圏の医療提供体制に大きな影響を及ぼした。特に、野田村は甚大な被害を受けたことにより、医療データや介護情報の喪失と共に適切な医療サービスの提供が困難となり、中核病院である県立久慈病院の医療体制にも影響を与え、今後の地域医療確保の大きな課題を提起した。

また、久慈医療圏内における医療機関では、病院の約半数、医科診療所・歯科診療所・薬局の 1 割が被害を受けたことで、大きな被害を受けた野田村以外においても、避難した患者の対応や被災地への診療応援等により負担が増大したことから、中核病院及び他病院・診療所との医療情報連携構築は喫緊の課題であることが浮き彫りとなった。

一方、震災後には、被災者の当面の住まいとして各地に応急仮設住宅が建設され、その後順次高台移転地の造成や災害公営住宅の建設が進み、久慈医療圏内において患者（生活者）が移動している現状があるため、切れ目の無い医療提供が求められること、更に本地域は北海道十勝沖を震源域として発生が予測されている十勝沖地震の津波の影響を受ける可能性もあり、災害に備えた医療情報の連携、共有化、バックアップ等の早急な災害対策が求められている。

本事業は、久慈医療圏（岩手県久慈市、洋野町、野田村、普代村）を対象とした医療連携を計画しているものであるため、震災による被害が比較的軽微である久慈市が久慈医療圏の代表として、これまでは津波の被害を受けた各町村の医療需要に応えるための医療連携体制強化及び災害に強い医療提供体制の整備を進めるとともに、被災住民のために医療活動を展開してきている。

従って、これら医療圏内をネットワークで接続し、今後も連続した医療・福祉サービスを提供するための医療情報連携体制の構築が求められている。

本事業では、前述の課題を解決するため、医療情報の電子化の促進と共有化を進めると共に、バックアップ体制の確立、医療従事者・関係者における連携強化の実現を図ることを目的に、ICTを活用した災害に強い地域医療情報連携基盤の整備を行うもので、本事業の実施により、医療・介護・福祉の連携の機運が醸成され、限られた医療提供体制の効率的な運用や負担軽減が可能となり、今後の災害対策も見込めることから、久慈医療圏内の被災地及び移転先において、被災者の暮らしの再生に不可欠な切れ目の無い医療・福祉・介護体制を実現するものである。

3. 委託業務の概要

後述するシステム全体概要及び別添の「システム要件定義書」に基づき、久慈医療圏における医療福祉情報連携基盤のシステム設計、開発、構築を行い、正常に運用稼働させること。「システム要件定義書」に記載された要件は、全て必須項目として実装

稼働させること。

本仕様書に記載がない事項であっても、受託者が本業務委託契約の入札に当たって提案した事項及び本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務委託の範囲に含むこと。

なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更等が必要な場合は、費用負担等を含め、特定非営利活動法人 北三陸塾（以下、北三陸塾）と受託者の双方が協議の上、決定するものとする。

4. システム全体概要

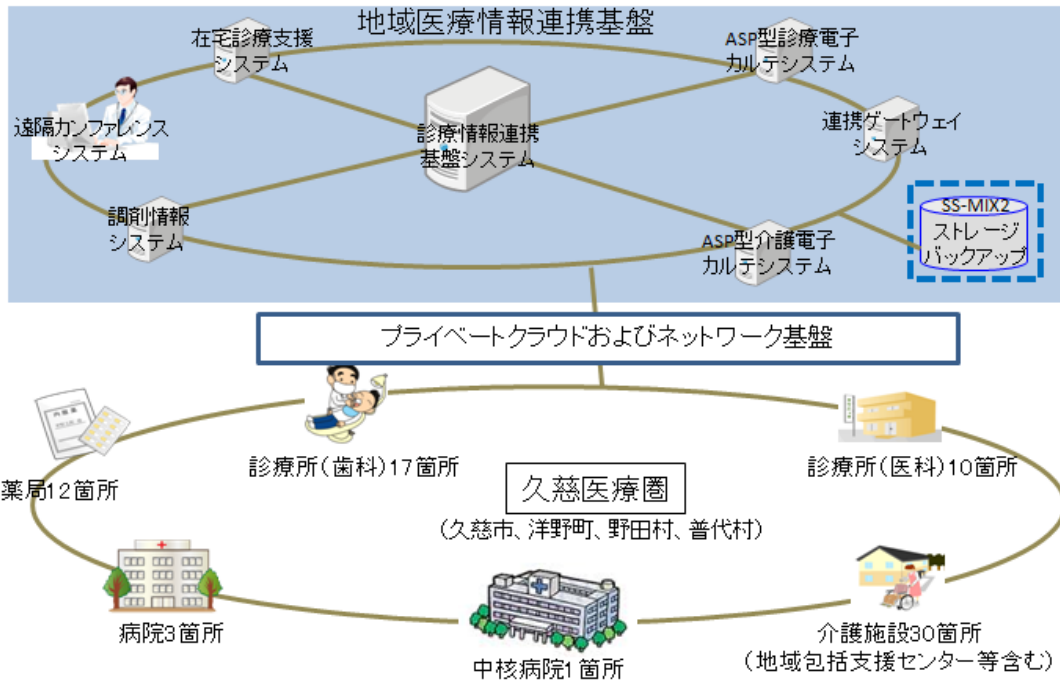
今回調達するシステムは、表1のサブシステムから構成される。

システムの全体概要およびイメージを図1に示す。

表1

システム名	
連携ゲートウェイシステム	各連携施設内で電子化された医療介護情報を診療情報連携基盤システムのストレージへ転送するシステム
遠隔カンファレンスシステム	医師や医療関係者間のカンファレンス環境を提供（退院カンファレンス、メンタリング等）するシステム
調剤情報システム	保険薬局の調剤履歴を共有し、患者の服薬指導の強化、リスクを軽減するシステム
診療情報連携基盤	各施設の診療情報、介護情報、調剤情報の共有により、地域医療介護情報連携を支援するシステム
ASP型診療電子カルテシステム	診療録を電子化して蓄積すると共に、ネットワークを介して情報共有するシステム
ASP型介護電子カルテシステム	ケア記録を電子化して蓄積すると共に、ネットワークを介して情報共有するシステム
在宅診療支援システム	在宅医療や訪問看護等を中心に、患者の状態等の記録支援・共有により、医療・介護の多職種連携を支援するシステム
プライベートクラウドおよびネットワーク基盤	コンピュータリソースの有効活用、セキュリティの担保、ネットワークの一元管理を実現するためのサーバーおよびネットワーク環境
バックアップシステム	診療情報連携基盤に格納されるデータを外部のデータセンタにバックアップするシステム

図1



5. 委託内容

受託者は、以下の作業を実施すること。

No.	作業項目	作業概要
1	システム仕様・要件定義	<ul style="list-style-type: none"> 外部仕様の確認 運用要件の確認 要件定義
2	設計	<ul style="list-style-type: none"> ハードウェアの設計 ミドルウェアの設計 アプリケーションの設計 ネットワークの設計 システム運用作業及び運用機能の設計
3	開発	<ul style="list-style-type: none"> アプリケーションの開発。 単体試験の実施 結合試験の実施
4	システム構築	<ul style="list-style-type: none"> 機器調達 機器搬入、設置 機器の設定、ソフトウェアのインストール及び動作確認 (機能説明、システム操作説明を含む) ネットワークの設定、動作確認

5	総合試験	<ul style="list-style-type: none"> ・総合試験の計画 ・試験実施、業務・機能要件適合性の確認、負荷試験の実施
6	運用試験	<ul style="list-style-type: none"> ・運用試験の計画 ・運用試験実施、運用要件適合性の確認 ・運用マニュアル等の作成（端末操作マニュアル、業務運用マニュアル（業務手順含む）、システム運用マニュアル（障害発生時対応を含む）

6. 納入物

受託者は、成果物として本業務で構築したシステム一式、および以下の成果物を納入すること。

No.	作業項目	主な成果物	形式・数量	納品期限
1	設計	設計仕様書	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
		詳細設計仕様書	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
		システム構成図（ハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク）	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
		運用設計書	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
2	開発	プログラム及び実行モジュール	電子媒体	別途協議
		プログラム単体試験計画書	電子媒体 紙媒体 2部	単体試験着手まで
		プログラム単体試験結果報告書	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
		結合試験計画書・試験チェックリスト	電子媒体 紙媒体 2部	結合試験着手まで
		結合試験結果報告書	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
3	システム構築	機器設定定義書	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
4	総合試験	総合試験計画書・試験チェックリスト	電子媒体 紙媒体 2部	総合試験着手まで
		総合試験結果報告書	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
5	運用試験	運用試験計画書	電子媒体 紙媒体 2部	運用試験着手まで
		運用試験結果報告書	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議

		運用マニュアル等の作成	電子媒体 紙媒体 2部	別途協議
--	--	-------------	----------------	------

7. 納入期限

平成27年3月31日

納入期限までに完了が難しい場合には、工期を延長した場合のスケジュールを想定した提案書を提出すること。

8. 納入場所

北三陸塾が別途指定する場所。

9. 共同企業体・再委託

本件委託業務の一部を第三者へ再委託する場合は、事前に北三陸塾に再委託先を連絡し承認を得ること。

共同企業体により入札する場合には、事前に北三陸塾にコンソーシアムを組む各社の役割分担表とメンバーの名前、役割がわかる書面を提出すること。

本件委託業務を受託する受託者（共同企業体の場合には代表企業）は、コンソーシアムを組む各社及び再委託者に係る一切の責任（業務遂行、内部統制遵守、情報セキュリティ遵守、障害発生時の対応等）を負うものとする。

10. 守秘義務

受託者及び再受託者は、北三陸塾が使用を許可した情報に限らず、本契約を履行するに当たり知り得た情報について、本契約の終了後も含め、漏えいし、又は事前に北三陸塾の承認を得ることなく本契約の目的以外に使用し、若しくは第三者に開示してはならない。

11. 本業務の履行体制

- (1) 受託者は、本業務の履行に必要な能力・知識・経験等を備えた者をもって本業務に従事させるとともに、業務従事者が一体となって業務を適正に実施できるプロジェクトチームを編成すること。
- (2) 本業務に従事する者の中から、業務従事者を指揮・監督するとともに北三陸塾との連絡調整等を統括する者として、業務担当者1名を選任すること。なお、作業工程の進捗に伴い体制を改編する場合は、本業務を円滑に履行できるよう必要な措置を講ずること。
- (4) 業務担当者を変更する場合は、業務担当者変更届を提出すること。

12. 本業務の進め方

受託者は、本業務の履行にあたり、以下の手続きをとる。

- (1) 業務に着手するにあたり、プロジェクト計画書、品質管理計画書、業務担当者届および業務履行体制表を北三陸塾へ提出すること。なお、プロジェクト計画書の策定

にあたっては、委託目的を確実に達成できるよう契約内容、期間等を勘案すること。
また、これらの内容を変更する場合は、策定前に北三陸塾と協議し、策定後北三陸塾へ報告すること。

- (2) 本業務を着手するにあたり、北三陸塾と共同で行わなければならない作業項目と頻度を提示すること。また、これら内容に変更が必要な場合は、その内容を北三陸塾へ提示すること。
- (3) プロジェクト計画書に基づいた作業の進捗について、マネジメントを行うこと。
- (4) 北三陸塾が必要と認める項目について、北三陸塾の求めに応じて開催される会議等に出席し、目的達成のために必要と思われる事項を検討して資料を提出するとともに、懸案事項等を解決すること。
- (5) 北三陸塾が開催する進捗会議に出席し、プロジェクト計画書に基づいた作業の進捗状況について報告するとともに、作業に関し調整等を行うこと。定期の報告以外にも必要時には、臨時報告（事由発生時）又は相談（随時）を、いずれも遅滞なくかつ正確に行うこと。
- (6) 北三陸塾との会議には、原則として、業務担当者および北三陸塾が必要と認める業務従事者が出席すること。
- (7) 北三陸塾との会議に出席した際は、議事録を作成し北三陸塾に提出して承認を受けること。また、各工程終了後及び保守運用の各年度末には、議事録の原本及び業務報告書を北三陸塾に提出すること。
- (8) 他の受託者と連携・協力し、本受託事業を成功裏に完遂すること。

1 3. 契約にかかる特記事項

- (1) 本事業は、異なる財源を活用した補助事業を連動させて構築するものであるため、落札者は本事業に付随する事業についても随意契約を締結すること。なお、付随する事業の契約内容は、本事業の契約締結前に明らかにするものとする。
- (2) 受託者による設計品質、開発品質等の不適合によるリスクについては、受託者のリスク負担とし、適合するまで責任を持って業務を遂行するものとする。
- (3) 本仕様書に記述がない事項は、双方協議のうえこれを決定するものとする。
- (4) 本システムの最適化を図るため、別途締結する保守契約内容に基づき、連携ゲートウェイシステム、診療情報連携基盤システム、その他各サブシステムについて、稼働後の定期的な改修要望に応じること。
- (5) 本システム稼働後の保守・運用費が低額となるよう配慮したシステムとすること。
- (6) 保守については、保守問合せ窓口を一元化し、連絡が可能な体制を整えること。
- (7) 原則として本システムで使用する技術・規格は標準化された技術・規格を用いること。
- (8) 提案にあたっては、初期導入費と運用費を明記すること。

以上